

はたけまるごと活用産地形成事業実施要領

(趣旨)

第1 県は、はたけまるごと活用産地計画の認定等に関する取扱要領（令和6年3月18日施行）第3により認定を受けた、はたけまるごと活用産地計画（以下、「産地計画」という。）に基づくはたけまるごと活用産地形成事業（以下、「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を、本要領にて定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において知事が認定する事業計画を、「はたけまるごと活用産地形成事業実施計画」（以下、「事業実施計画」という。）という。

(事業の内容)

第3 本事業の内容、事業実施主体、認定要件等は、別表のとおりとする。

(申請)

第4 事業実施計画の認定を希望する事業実施主体は、別記様式第1号により知事に申請を行うものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(認定)

第5 知事は、第4第1項に規定する事業実施計画の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、認定の可否を事業実施主体に通知するものとする。

(支援施策等)

第6 第5の規定により知事の認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」）は、はたけまるごと活用産地形成事業費補助金の交付申請をすることができるものとする。

(事業の着手)

第7 認定事業実施主体は原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に、事業に着手（機器・機械等の入札・発注を含む。）するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、予め県に相談して指示を受けるとともに、別記様式第2号による補助金交付決定前着手届を知事に提出するものとする。この場合、認定事業実施主体は、当該補助金が交付決定されるまでのあらゆる損失等を、自らが負担することを了知の上で行うものとする。

2 認定事業実施主体は、補助金の交付決定前に事業に着手した場合には、補助金交付申請書に着手年月日を記入するものとする。

(事業の推進及び指導等)

第8 県は、本事業の円滑かつ適正な推進を図るため、指導推進体制を整備し、認定事業実施主体等との間に緊密な連携を図りながら、他の計画、事業との整合及び関連に配慮するとともに、必要な指導及び助言を行うものとする。

- 2 地方振興事務所は、農業改良普及センター等関係地方機関及び関係農業団体との緊密な連携の下に、本事業の円滑かつ適正な推進に努めるものとする。

(事業計画の変更等)

- 第9 認定事業実施主体は、認定を受けた事業実施計画の内容を変更する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けるものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
- 2 認定事業実施主体は、事業実施計画を中止又は廃止する場合には、別記様式第4号により知事の承認を受けるものとする。
- 3 知事は、第5の規定により認定を受けた事業実施計画に虚偽の記載があつた場合又は認定を受けた事業実施計画に従つて事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(報告及び調査)

- 第10 知事は、事業実施計画に遅れや問題が生じていると認めるときは、アドバイザーを派遣するなど、当該認定事業実施主体に対し助言等を行うことができるものとする。
- 2 知事は、特に必要と認めた場合には、認定事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

(実績報告)

- 第11 認定事業実施主体は、補助事業を完了したときは、完了の日から一月を経過した日又は事業実施年度の3月4日の早い期日までに、はたけまるごと活用産地形成事業費補助金交付要綱第10に定める補助事業実績報告書に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げることができる。

(その他)

- 第12 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年3月18日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、令和7年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。